

# 退学について

人間科学部／スポーツ科学部  
人間科学研究科／スポーツ科学研究科

## 退学

### 1) 任意退学

- 自ら退学を願い出た場合、教員との面談、教授会等の承認を経て、任意退学を認めることがあります。
- 自ら退学を願い出る場合は、「退学願」（保証人連署）に学生証を添えて願い出てください。
- 学期の途中で退学する場合でも、その学期の学費を納める必要があります（下表参照）。

| 申請日                 | 春学期        |                | 秋学期         |                |
|---------------------|------------|----------------|-------------|----------------|
|                     | 4月1日～4月14日 | 4月15日～9月20日    | 9月21日～9月30日 | 10月1日～3月31日    |
| 退学日                 | 前年度3月31日   | 申請日又は<br>9月20日 | 9月20日       | 申請日又は<br>3月31日 |
| 当該学期の<br>学費等の取扱い（注） | 徴収しない      | 徴収する           | 徴収しない       | 徴収する           |

※学費等は学費及び諸会費です。

（注）入学した学期に退学する場合は、入学手続き時に徴収した学費等を返還することはできません。

- 申請の時期によっては、本来学費を徴収しない学期であっても、学費等口座振替通知書や振込用紙の発送が行われる場合があります。口座振替ご利用の場合は、お届済の金融機関窓口等で口座振替が実施されないように手続きを行ってください。口座によっては残高不足の状態でも自動借入にて口座振替が実施されることがあります。なお、口座振替が実施された場合返金を行います。なお、口座振替日から2か月以上かかる場合がありますので、予めご承知ください。具体的な返金日は、経理課から学費負担者宛にお送りする通知でご確認ください。

### 2) 措置退学

以下の場合、教授会等の議を経て、措置退学となります。

①所定の在学年数を満了した場合

②研究指導が終了した場合（博士後期課程の場合）

③各学部、大学院等が定める一の学年から次の学年へ進むための要件を満たすべき期間を過ぎた場合

④正当の理由がなく、各学部、大学院等が定める出席基準を満たさない場合

⑤学業を怠り、各学部、大学院等が定める必要単位数を一定期間内に満たさない場合

#### ⑥学費未納の場合

学費未納の場合は、以下のとおり自動的に抹籍となり、学費が納入されている最終学期の末日に遡って措置退学とみなします。未納期間の学籍および成績は無効になります。

|             | 自動的に抹籍となる日 |         | 措置退学とみなす日 |
|-------------|------------|---------|-----------|
|             | 延納願未提出者    | 延納願提出者  |           |
| 春学期学費が未納の場合 | 9月20日      | 1月10日   | 前年度3月31日  |
| 秋学期学費が未納の場合 | 3月31日      | 翌年度7月1日 | 9月20日     |

### 3) 懲戒退学

本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した場合は、懲戒退学になることがあります。

<任意退学に必要な手続き>

#### ①退学願の提出

所定の退学願（学部・研究科別）および学生証をご提出ください。

※退学願は本人・保証人ともに自筆で記入し、印鑑はそれぞれ別のものを押印ください。

※必ずクラス担任（指導教員）に事情を説明してください。

**学部生**は、クラス担任に面談を実施していただくよう依頼し、署名・捺印を取得してください。

**大学院生**は、退学願に指導教員の署名・捺印を取得してください。

※理由欄は、できるだけ具体的に記入してください。

※学生本人の疾病等が理由の場合は、診断書を添付してください。

※学費口座の振替契約解約の手続きをしていない場合には早急に手続きを行うようにしてください。

※退学願が提出されても、当該学期の学費が未納であったり、在学年数が満了であったりする場合には、任意退学ではなく措置退学となります。

#### ②面談実施

下表のとおり、所属学部教員との面談を実施します。

| 課程                              | 面談担当教員   |
|---------------------------------|--|
| 人間科学部<br>スポーツ科学部                | <b>クラス担任もしくは学生担当教務主任・副主任</b><br>※クラス担任に連絡を取り、予定を調整の上、各自面談を受けてください。<br>(クラス担任は面談実施後、別紙の面談記録を記入の上、事務センターへ提出)<br>※何らかの事情によりクラス担任との面談・署名捺印が困難な場合は、教務主任との面談を実施します。<br>※やむを得ない事情により面談が困難な場合は、事務センターにご相談ください。 |
| 人間科学研究科<br>スポーツ科学研究科<br>(修士・博士) | 必要に応じて実施(通常は省略しています)<br>※退学願に署名捺印してもらうよう、指導教員に依頼してください。  |

退学願受領後、教授会にて審議します。教授会にて正式に学籍異動が承認された場合、学生本人・保証人宛に許可通知を発送いたします。

#### ■提出先■

所沢総合事務センターまたは東伏見共通事務所に、退学願と学生証を持参提出してください。

持参提出できない場合は、下記住所へ郵送（書留郵便）してください。

〒359-1192 所沢市三ヶ島 2-579-15  
早稲田大学所沢総合事務センター 学籍担当宛

※郵送の場合、書留など必ず配達記録の残る方法でお送りください。書類到達に関するお問い合わせには原則お答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

【ご参考】担任は下表のとおり。担任がわからない場合は、所沢総合事務センターに問い合わせること。

人間科学部 クラス担任制度（学部要項より抜粋）

| 学 年           | 担 任                    |
|---------------|------------------------|
| 学部1年生～2年生     | 初年度春学期科目「基礎ゼミⅠ」担当教員 ※1 |
| 3年生春学期以降、卒業まで | 専門ゼミ・卒業研究指導教員 ※2       |

※1 当該科目が不合格となり、再履修する場合も、最初に履修した科目の担当教員が引き続きクラス担任となる。

※2 卒業論文提出後も専門ゼミ、卒研研究の担当教員が担任となる。

スポーツ科学部 クラス担任制度（学部要項より抜粋）

| 学 年            | 担 任                 |
|----------------|---------------------|
| 学部1年生 通年       | スポーツ教養演習担当教員        |
| 2年生 春学期        | 1年次のスポーツ教養演習担当教員 ※1 |
| 2年生 秋学期以降、卒業まで | 演習(ゼミ)担当教員 ※2       |

※1 1年次のスポーツ教養演習担当教員が退職している場合は、教務担当および学生担当の教員が担任となる。

※2 卒業論文提出後もゼミの担当教員が担任となる。

## 再入学

下表（「再入学の許可の可否について」）において、再入学が許可されることがある理由で退学した者が再入学を願い出た場合、選考のうえ成業の見込みがあると判断された場合に限り再入学が許可されることがあります。

○再入学の許可の可否について

| 退学の種類 |   | 許可の可否  |
|-------|---|--|
| 任意退学  |   | 許可されることがある。  |
| 措置退学  | 所定の在学年数を満了した場合                              | 許可されない。  |
|       | 研究指導が終了した場合（博士後期課程の場合）                      | 許可されない。  |
|       | 学部、大学院等が定める一の学年から次の学年へ進むための要件を満たすべき期間を過ぎた場合 | 許可されない。  |
|       | 正当の理由がなく、各学部、大学院等が定める出席基準を満たさない場合           | 許可されることがある。  |
|       | 学業を怠り、各学部、大学院等が定める必要単位数を一定期間内に満たさない場合       | 許可されることがある。  |
|       | 学費未納により措置退学とみなされた場合                         | 許可されることがある。  |
| 懲戒退学  |   | 原則として許可されない。<br>※懲戒による退学処分に付された日から起算して2年を経過した者からの申し出により、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがあると認められた場合には例外的に再入学を許可されることがある。 |

備考：

- ・退学した日の属する学期の翌学期に再入学することはできません。
- ・再入学を許可された場合、既修の科目の全部または一部を再び履修する場合があります。
- ・再入学は1度限りとします。

○再入学の許可期限

再入学が認められる期限は、退学した年度の翌年度から起算して、以下の定める期間です。

- 一 学部 7年
- 二 大学院修士課程 4年
- 三 大学院専門職学位課程(法科大学院を除く。) 4年
- 四 大学院博士後期課程および法科大学院 5年

○再入学の申請手続き

再入学を希望する場合は、再入学を希望する年度の前年 12 月（在籍時の指導教員が退任している等、新たにゼミ選考が必要となる場合は 8 月）までにご連絡ください。

問合せ先：所沢総合事務センター 学籍担当  
電話：04-2947-6848／E-mail：gakuseki19@list.waseda.jp